

事務連絡  
令和3年8月2日

県立美術館長  
県立歴史博物館長  
県立人と自然の博物館長  
県立考古博物館長  
県立コウノトリの郷公園長  
県立図書館長

} 様

社会教育課長

7月30日に決定された「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言」の期間延長及び区域変更等に伴う社会教育施設における新型コロナウイルス感染症対策の徹底について

このことについて別添写しのとおり、文部科学省総合教育政策局地域学習推進課から周知の依頼がありましたので、お知らせします。

**【本件問い合わせ先】**

社会教育課社会教育課 施設・管理班  
〒650-8567 神戸市中央区下山手通 5-10-1  
TEL 078-362-9434  
FAX 078-362-3927  
E-mail syakaikyoubu@pref.hyogo.lg.jp

事 務 連 絡  
令和 3 年 8 月 2 日

兵庫陶芸美術館長  
横尾忠則現代美術館長 様

兵庫県教育委員会事務局  
社会教育課長

7月30日に決定された「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言」の期間延長及び区域変更等に伴う社会教育施設における新型コロナウイルス感染症対策の徹底について

このことについて別添写しのとおり、文部科学省総合教育政策局地域学習推進課から周知の依頼がありましたので、お知らせします。

**【本件問い合わせ先】**

兵庫県教育委員会事務局社会教育課  
〒650-8567 神戸市中央区下山手通 5-10-1  
T E L 078-362-9434  
F A X 078-362-3927  
E-mail syakaikyoku@pref.hyogo.lg.jp

事 務 連 絡  
令和 3 年 8 月 2 日

各市町社会教育施設所管課 御中

兵庫県教育委員会事務局  
社 会 教 育 課

7月30日に決定された「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言」の期間延長及び区域変更等に伴う社会教育施設における新型コロナウイルス感染症対策の徹底について

平素より、本県の社会教育行政の振興に御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

このことについて別添写しのとおり、文部科学省総合教育政策局地域学習推進課から周知の依頼がありましたので、お知らせします。

**【本件問い合わせ先】**

兵庫県教育委員会事務局社会教育課  
〒650-8567 神戸市中央区下山手通 5-10-1  
T E L 078-362-9434  
F A X 078-362-3927  
E-mail syakaikyouikuka@pref.hyogo.lg.jp

事 務 連 絡  
令 和 3 年 8 月 2 日

各教育事務所 御中

社 会 教 育 課

7月30日に決定された「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言」の期間延長及び区域変更等に伴う社会教育施設における新型コロナウイルス感染症対策の徹底について

このことについて、別添写しのとおり各市町社会教育施設担当課あてに依頼しましたのでお知らせします。

【本件問い合わせ先】

社会教育課 施設・管理班

〒650-8567 神戸市中央区下山手通 5-10-1

T E L 078-362-9434

F A X 078-362-3927

E-mail syakaikyouikuka@pref.hyogo.lg.jp

本事務連絡は、7月30日（金）に決定された「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言」の期間延長及び区域変更等を受けて、社会教育施設における感染症対策の徹底をお願いするものです。関係者に周知願います。

事 務 連 絡  
令和3年7月31日

各都道府県社会教育施設担当課長  
各指定都市社会教育施設担当課長

文部科学省総合教育政策局地域学習推進課長

7月30日に決定された「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言」の期間延長及び区域変更等に伴う社会教育施設における新型コロナウイルス感染症対策の徹底について

昨日（7月30日）、第71回新型コロナウイルス感染症対策本部が開催され、8月2日以降については、新型インフルエンザ等特別措置法（以下「法」という。）第32条第3項に基づき、緊急事態措置区域として、埼玉県、千葉県、神奈川県及び大阪府を追加する変更を行うとともに、これらの府県において緊急事態措置を実施すべき期間を令和3年8月2日から令和3年8月31日までの30日間とし、東京都及び沖縄県においては、緊急事態措置を実施すべき期間を令和3年8月31日まで延長することとされました。

また、8月2日以降については、法第31条の4第3項に基づき、重点措置区域から埼玉県、千葉県、神奈川県及び大阪府を除外し、北海道、石川県、京都府、兵庫県及び福岡県を追加する変更を行い、これらの道府県においてまん延防止等重点措置を実施すべき期間を令和3年8月2日から令和3年8月31日までの30日間とすることとされました。

催物の開催制限及び施設の使用制限については、令和3年7月8日付内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室事務連絡「基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」から変更はありませんが、7月30日に変更された「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」において、「都道府県は、変異株（デルタ株）に置き換わりが進むことが想定されること等を踏まえ、地域の感染状況等に応じて、機動的に対策の強化を図るものとする。」等が新たに示されており、感染の更なる拡大を防止するため、徹底した感染防止策に取り組むこととされております。

社会教育施設における施設利用及び催物（イベント等）の開催については、上記内容に加え、「公民館における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」

や「図書館における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」等を参照の上、適切に対応してください。

以上のことを御了知いただくとともに、新型コロナウイルス感染症は、日々状況が変化しているところであり、以下の関連情報ホームページ及びそのリンク先により最新の情報を確認の上、安全確保に細心の注意を払い、感染拡大防止に万全を期するようお願いいたします。

本件について、各都道府県社会教育施設担当課におかれては管下の市町村社会教育施設担当課及び所管の社会教育施設に対して、各指定都市社会教育施設担当課におかれては所管の社会教育施設に対して、それぞれ周知をお願いいたします。

(添付資料)

- 1 新型コロナウイルス感染症対策に関する緊急事態宣言等について  
(令和3年7月30日付内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室事務連絡)
- 2 新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の期間延長及び区域変更  
(令和3年7月30日)
- 3 新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置に関する公示の全部を変更する公示 (令和3年7月30日)
- 4 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針  
(令和3年7月30日変更)
- 5 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針変更 (新旧対照表)
- 6 基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について  
(令和3年7月30日付内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室事務連絡)

(参考情報)

- 1 新型コロナウイルス感染症に関する情報について
  - (1) 新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言・まん延防止等重点措置  
<https://corona.go.jp/emergency/>
  - (2) 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針  
(令和3年7月30日変更)  
[https://corona.go.jp/expert-meeting/pdf/kihon\\_h\\_20210730.pdf](https://corona.go.jp/expert-meeting/pdf/kihon_h_20210730.pdf)
  - (3) 新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応について  
(内閣官房ホームページ)  
<https://corona.go.jp/>
  - (4) 文部科学省ホームページ「新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応について」  
[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/coronavirus/index.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/index.html)

- 2 ガイドラインについて

- (1) 公民館における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン  
(5月14日付公益社団法人全国公民館連合会、令和2年10月2日改訂)  
<https://kominkan.or.jp/>
- (2) 図書館における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン  
(5月14日付公益社団法人日本図書館協会、令和3年2月26日改訂)  
<https://www.jla.or.jp/home/tabid/853/Default.aspx>

本件連絡先 文部科学省総合教育政策局 地域学習推進課 地域学習推進係 TEL : 03-6734-2974 (直通)
--